

見積依頼公告

平成30年8月27日

次のとおり、随意契約・オープンカウンター方式による見積合せに付します。

支出負担行為担当官

水戸地方法務局長 柳田修

1 見積合せに付する事項

- (1) 件名 行政文書等廃棄処理業務
- (2) 規格・仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所及び契約期間 仕様書による

2 見積合せに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で「A、B、C又はD」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、本件見積合せについて、一の会社（法人）からは一の参加しかできない。
- (4) 水戸地方法務局オープンカウンター方式実施要領（以下実施要領という。）に定める参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒310-0011 水戸市三の丸一丁目1番42号（駿優教育会館6階）
水戸地方法務局会計課用度係（担当 櫻井）

電話：029-227-9914 FAX：029-227-9929

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成30年8月27日（月）から9月10日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日及び平日の12時00分から13時00分までの間は除く。)

(2) 配布場所 上記3及びホームページ上に掲載

5 仕様書等の質問期限及び照会先

(1) 様式 別紙1のとおり

(2) 質問期限 平成30年8月31日(金) 17時15分まで

(3) 照会先 上記3のとおり

(4) 回答日 平成30年9月5日(水)

回答は、ファクシミリにて行う。

6 見積書の提出期限等

(1) 提出期限 平成30年9月10日(月) 17時15分まで

(2) 提出場所 上記3のとおり

(3) 提出書類

ア 見積書(適宜の様式を使用し、封書に入れ密封し、かつ、その封書に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「平成30年8月27日付け見積依頼公告・行政文書等廃棄処理業務」と朱書すること。)

イ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をするものでないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」(別紙2)

(4) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

(5) その他

見積書は、仕様書及び実施要領を熟読の上、作成すること。

7 見積合わせの日時

平成30年9月11日(火) 10時00分(非公開)

8 見積書の記載金額

見積書に記載する金額は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること。

9 契約の相手方の決定

見積書を提出した者であって、予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

10 見積書の無効

本公告に示した見積合わせ参加に必要な資格のない者のした見積及び見積合わせに関する条件並びに実施要領に違反した見積は無効とする。

- 11 契約保証金 免除する。
- 12 契約書の作成の要否 要
- 13 請書提出の要否 否

質問書

(行政文書等廃棄処理業務)

水戸地方法務局宛て(FAX029-227-9929)

平成30年 月 日

会社名 _____

担当者 _____

所在地 _____

電話 _____

FAX _____

| 項番 | 区分 | 該当ページ | 質問事項 | 回答 |
|----|----------------|-------|-----------------------|----|
| 1 | 仕様書1.2の (4) | 〇〇ページ | 「〇〇〇について」 ・簡潔にまとめる | |

用紙規格：A4判縦長横書き

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 柳田 修 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

所在地:

| 役職名 | (フリガナ) 氏名 | 生年月日 | 性別 |
|-----|--------------|-------------------|-------------|
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |
| | () | T S 年 月 日 H | 男 ・ 女 |

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

契 約 書

(總則)

第1条 甲は、別添「仕様書」による業務を委託し、乙はこれを履行するものとする。

(契約期間)

第2条 本契約締結日から平成31年1月31日までとする。

(契约単価)

第3条 契約単価は、1kg当たり金●●円（消費税別）とする。

(費用負担)

第4条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(検査)

第5条 乙は、「仕様書」記載の業務終了後、速やかに甲に報告し、甲又は甲の選任する検査職員の検査確認を受けなければならない。

2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(代金の請求及び支払)

第6条 乙は、前条に定める検査に合格したときは、第3条で定める契約単価に委託数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）に、100分の8に相当する消費税及び地方消費税を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）の支払いを甲に請求することができる。なお、委託数量に小数点以下の端数が含まれる場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 甲は、乙から前項の定めによる適法な請求書を受理した日から30日以内に、乙の指定する銀行口座に振込みにて支払うこととする。
- 3 甲は、自己の責めに帰する事由により、前項に定める期間内に代金を支払うことができないときは、支払期間満了日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、当該未払金額に対して年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（注意義務）

第7条 乙は、委託業務を遂行するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者としての注意を払って、懇切かつ誠実に委託業務を履行するものとする。

（再委託）

第8条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、本契約の一部に関してあらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、本契約の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 乙は、本契約の一部を再委託しようとするときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を

行った時点で生ずるものとする。

- 3 乙は、第1項の甲の承諾に基づいて、第三者と合併し、又はその事業の全部、若しくはこの契約に關係のある部分を第三者に譲渡する場合は、この契約を後継者に承継させた上、甲に対し後継者の義務履行を保証するものとする。

(過失責任)

第10条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責任を負うものとする。

ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 2 乙は、甲の責めに帰すことができない事由により乙の従業員等が業務履行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

(危険負担)

第11条 乙は、当事者双方の責めに帰すことができない事由により、業務を履行することができなくなったときは、反対給付を受ける権利を有しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限内に作業を完了する見込みがなくなったとき。
- (2) 契約の履行等につき、不正行為があったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほかこの契約に違反したとき。

- 2 甲は、前項各号の一に該当する事由が生じたときは、契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、乙に対し、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の100分の10に相当する額の違約金を請求することができる。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙が第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 5 第1項による解除の通知は、文書をもって行うものとする。

- 6 甲が、第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、解除時までに作成した記録等を甲に引き渡さなければならない。この場合において、甲は、当該部分に対する契約代金相当額を乙に支払うことができる。

(損害等の責任)

第13条 甲は、乙の作業遂行上生じた人的又は物的損害については、その責めを負わない。ただし、甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、作業遂行に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 乙がこの契約に定める義務を怠ったため、甲に損害を与えたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 第12条の規定により、甲が契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、前項の規定を適用する。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同条第7項若しくは第8項又は第9項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第14条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、この契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。以下同じ。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。以下同じ。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

- 第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第21条 甲は、第17条及び第18条の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。
- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならぬ。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 4 甲は、第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 5 乙は、甲が第17条、第18条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 6 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、並びに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行わなければならない。

(守秘義務)

- 第23条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する又は乙が知得する際に甲

から秘密であることが示されていた情報については、請負期間中はもとより、本請負の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報（ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。）
- 2 前項の有効期間は、本請負の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 3 乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時には、直ちに第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却、再生不可能な状態に消去又は廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、直ちに返却、消去又は廃棄できない場合には、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ることとし、その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。
- 4 乙は、第1項により守秘義務を負う情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 5 委託業務の全部、又は一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項ないし前項に定める措置を遵守させるものとする。

(存続条項)

第24条 甲及び乙は、本請負を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの

第23条第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する事項

(2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第23条第1項及び第3項ないし第5項に規定する事項

(個人情報の取扱い)

第25条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示しなければならない。

2 乙は個人情報の開示を受けた場合、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。
- (2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
- (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとする。
- (4) 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとする。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。

3 請負業務の全部、又は一部を第三者に委託する場合、乙は当該第三者に対し、前項に定める措置を遵守させるものとする。

4 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決に向けて確実に対策を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第26条 本契約から生ずる一切の紛争の第一審の専属合意管轄裁判所を、水戸地方裁判所とする。

(定めのない事項)

第27条 この契約書に定めのない事項及び疑義については、甲・乙双方の協議の上定めるものとする。

(契約保証金)

第28条 甲は、乙が納入すべき契約保証金を免除する。

上記契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

注文者（甲）

茨城県水戸市三の丸一丁目1番42号
支出負担行為担当官
水戸地方法務局長 柳田 修

受注者（乙）

●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●● ●●●●●

仕様書

1 件名

行政文書等廃棄処理業務（単価契約）

2 契約期間

契約締結日から平成31年1月31日まで

3 履行場所及び委託予定数量

別紙のとおり

4 委託内容

水戸地方法務局管内において発生した廃棄文書を、担当職員の立会いの下、適法かつ機密を保持したまま製紙原料として利用が可能となるように廃棄処理を行う。

なお、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成28年2月2日変更閣議決定）の「判断の基準」の要件を満たすこと。

5 廃棄文書の種類等

行政文書及び機密文書

なお、廃棄文書に含まれる少量のステープル針、つづり紐、梱包バンド、クリップ等は混入した状態とする。

6 処理方法

次のいずれかの方法により処理することとする。

(1) 出張裁断処理

ア 受注者はその内容が判読不能となり情報の漏洩のおそれがなく、かつ再生紙としてリサイクル可能な大きさに裁断するためのシュレッダーなどの専用機器等を搭載した自動車を履行場所に持ち込み、その場で文書の裁断処理を行う（府舎電源使用不可）。

イ 裁断処理に際し、廃棄文書に含まれるつづり紐、梱包バンド、クリップ等は、受注者の作業員が、履行場所において取り外した上で裁断すること。

ウ 収集した廃棄文書は、履行場所において計量した上、即座に裁断し、立会いをした職員に裁断処理した数量（kg）を明らかにした書類を提出する

こと。

なお、後日改めて、裁断処理した数量（kg）を明らかにした裁断処理証明書を交付すること。

エ 受注者は、運送途中において裁断処理が完了した文書紙片を、紛失、散逸、又は第三者への流失等を防止できる機能を持った専用車両により、再生資源取扱業者の施設まで運搬すること。

なお、裁断処理が完了した文書紙片を、受注者の管理する場所で一時保管を行う場合は、紛失、散逸、又は第三者への流失等がないよう厳重に保管しなければならない。

オ 受注者は、裁断物が適正にリサイクルされたことを証明するため、再生資源取扱業者から機密処理・リサイクル管理票（E票）を取得の上、委託者に提出すること。

(2) 溶解処理

ア 履行場所から廃棄文書を搬出し、未開封のまま溶解処理すること。

イ 溶解処理を行う処理施設は、茨城県内にあること。

なお、担当職員が運搬車両に随行し、処理施設での溶解処理に立ち会う。

ウ 対象物の積み込み及び積み卸しは、全て受注者が行うものとする。

エ 廃棄文書を履行場所から処理施設まで運送するにあたっては、荷室が全密閉及び施錠できる車両を用意するなどして、運送途中において廃棄文書が紛失、散逸、又は第三者への流失等を防止できる機能を持った専用車両において回収すること。

オ 廃棄文書については、回収後、上記イの処理施設に即日搬入し溶解処理を行うこと。

カ 溶解処理完了後、溶解処理施設が発行した「溶解証明書」（処理日及び処分重量が記載されたもの）を速やかに委託者に提出すること。

7 特記事項

- (1) 受注者は廃棄文書の処分方法、順序等について、注文者と事前に打合せを行い、作業工程表を作成するとともに、処分現場責任者・作業員名簿、使用車両一覧を発注者に提出し、発注者の承認を事前に得ること。
- (2) 廃棄文書には、ステープル針、つづり紐、梱包バンド、クリップ等も含まれているため、廃棄する材質に応じて、適正な処理を行うこと。
- (3) 処分に要する機械機具、資材及び消耗品等は全て受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、作業を行うに当たり、作業員を含めた庁舎利用者等の安全確保に努め、事故防止に十分留意して作業すること。

なお、万一事故が発生した場合は、速やかに注文者に連絡するとともに、注文者がやむを得ないと認めた場合を除き、一切の責任及び損害賠償の責を負うものとする。

(5) 受注者は、履行場所での業務完了後は清掃を行うとともに、建物などの汚損・破損などに対して細心の注意を図り行うこと。

なお、受注者の責により建物などに汚損・破損が発生した場合は、補償及び原状回復等必要な措置を速やかに講じること。

8 契約条項

契約書その他法令に定めるところによる。

9 その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議により決定する。

別紙

| | 庁名 | 所在地 | 処理方法 | 委託予定数量 (kg) |
|----|---------------|----------------------------------|--------------|----------------|
| 1 | 水戸地方法務局 | 茨城県水戸市三の丸一丁目1番42号 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 11,495 |
| 2 | 水戸地方法務局日立支局 | 茨城県日立市弁天町2丁目13番15号 (日立法務総合庁舎) | 溶解処理又は出張裁断処理 | 3,128 |
| 3 | 水戸地方法務局常陸太田支局 | 茨城県常陸太田市山下町1221番地1 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 5,070 |
| 4 | 水戸地方法務局土浦支局 | 茨城県土浦市下高津1丁目12番9号 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 2,210 |
| 5 | 水戸地方法務局龍ヶ崎支局 | 茨城県龍ヶ崎市2985番地 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 1,022 |
| 6 | 水戸地方法務局鹿嶋支局 | 茨城県鹿嶋市宮下五丁目20番地4 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 6,085 |
| 7 | 水戸地方法務局下妻支局 | 茨城県下妻市下妻乙1300番地1 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 17,042 |
| 8 | 水戸地方法務局つくば出張所 | 茨城県つくば市吾妻1丁目12番地1 (筑波地方合同庁舎) | 溶解処理又は出張裁断処理 | 2,025 |
| 9 | 水戸地方法務局取手出張所 | 茨城県取手市宮和田1784番地1 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 2,943 |
| 10 | 水戸地方法務局筑西出張所 | 茨城県筑西市丙116番地16 (筑西しもだて合同庁舎) | 溶解処理又は出張裁断処理 | 2,349 |
| 11 | 水戸地方法務局旧分室 | 石岡市東田中1101番地1 | 溶解処理又は出張裁断処理 | 0 |
| 合計 | | | | 53,369 |

※ 委託予定数量は増減することがあり、実際の発注数量を保証するものではありません。